

滋賀県都市計画基本方針(素案)について

1 趣旨

近年、人口減少・超高齢社会の到来、災害の頻発・激甚化、コロナ禍を契機とした変化など、都市を取り巻く環境は大きく変化している。このような中、安全・安心な生活や経済活動を支えるため、概ね20年後を見据えた本県の都市計画の基本的な方針や広域的な方向性を示す

「滋賀県都市計画基本方針」を策定する。【新規策定】

2 基本方針の位置づけ

基本方針自体は法的な位置づけはないが、法定計画である

「都市計画区域マスタープラン」および

「市町の都市計画マスタープラン」の上位方針という位置づけ。

県土全体を対象に、基本的な考え方や広域的な方向性等を提示。

3 基本方針の構成(案)

別紙、素案【概要説明資料】のとおり

4 これまでの対応状況

- ・令和2年 7月 9日：常任委員会(検討着手報告)
- ・令和2年 7月17日：市長会議 および 町長連絡会議(趣旨説明)
- ・令和2年 8月25日、9月4日：専門委員会【有識者】、検討会議【市町および庁内関係各課】(論点提示)
- ・令和2年11月12日、19日：専門委員会、検討会議(骨子案たたき台提示)
- ・令和3年 2月10日：常任委員会 (骨子案報告)
- ・令和3年 3月25日：都市計画審議会 (骨子案報告)
- ・令和3年 3月29日、4月8日：市長会議 および 町長連絡会議(骨子案報告)
- ・令和3年 6月11日、18日：専門委員会、検討会議(素案たたき台提示)

5 今後の予定

- ・常任委員会 (素案報告)
- ・都市計画審議会(素案報告)
- ・素案により、県民政策コメント実施
- ・市長会議、町長連絡会議(素案報告)
- ・専門委員会および検討会議において、県民政策コメントを踏まえた原案検討

→令和3年度中に基本方針を策定・公表

※検討状況は常任委員会に適宜報告

滋賀県都市計画基本方針(仮称)
〔県の都市計画のあり方を示すもの〕
策定主体：県 対象：県土全域

↓ 踏まえて策定

法定計画

都市計画区域マスタープラン
〔大津湖南都市計画区域 他10区域〕
策定主体：県 対象：都市計画区域

↓ 即して策定

都市計画マスタープラン
〔市町マスタープラン〕
策定主体：市町 対象：市町の区域